
第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

支え合いが助け合いになる第1節 公的年金制度の課題と制度改正



支え合いが助け合いになる

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

昭和36年に国民年金が導入され,すべての国民に年金保障の途が開かれてから30年近くを経た。この間,公的年金制度は深く国民に浸透してきている。

昭和63年の国民生活基礎調査によれば,公的年金を受給する世帯は全世帯の約3分の1を占めており,65歳以上の者がいる世帯に限れば,96.3%に達している。また高齢者世帯のうち,9割以上の世帯が公的年金を受給し,その受給している世帯の4割を超える世帯が公的年金だけで生活している。こうしてみると,公的年金制度が老後の所得保障において,極めて重要な位置を占めるに至っていることがわかる。

老後の所得保障の支柱である公的年金制度は,長期的に安定したものであるとともに,公平なものでなければならない。このような観点から昭和60年改正においては,高齢化社会の到来に備えて全国民共通の基礎年金制度を導入したところである。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

1 公的年金制度の役割

高齢者の生活は、この30年間に大きく変化してきている。

65歳以上の高齢者の子どもらとの同居率は、昭和35年当時86.8%(国勢調査結果)であったが、その後低下して60年には65.5%となった。これまでの同居率の低下は、高度経済成長に伴い人口が都市に集中してきたこと、産業構造の変化に伴い被用者が増加してきたこと、また、都市部における住宅事情などが主な要因となっていると思われる。

高齢者世帯の生活をみると、所得の半分以上が公的年金であり、仕送りはわずかに3%を占めるにすぎない(昭和63年国民生活基礎調査)。我が国の家族形態が私的扶養を前提とする家族形態から離れていくなかで、経済的側面からみると従来 of 家庭内の私的扶養から公的扶養へと、扶養の仕組みが変化してきているといえよう。

公的扶養の中心となるのが公的年金である。

公的年金は、受給権者が死亡するまでの長期間受給できる終身年金であり、また、その間の経済変動によって年金の実質価値が目減りしないよう、毎年物価スライドを行い、さらに、5年ごとの財政再計算期において国民の生活水準の向上を反映させるべく、年金額の改定を行っている。

このようなことが可能となるのは、公的年金が現役世代を強制加入させることによって、安定的な保険集団を構成し、受給者にとって個人の責任で対応できない物価の上昇及び生活水準の向上に対応した給付の改善や、平均寿命の伸びによる受給期間の長期化などにより必要となる財源を後代の世代に求めるという仕組み、いわゆる世代間扶養という公的年金特有の仕組みによっているからである。

こうした仕組みを通じて、公的年金は、長期にわたる老後生活を確実に支えていくことができるのである。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

2 公的年金制度の課題

世代間扶養という仕組みをとる公的年金は、「支える側」と「支えられる側」の信頼を基礎として成り立つものである。こうした信頼の順送りが可能となるためには、長期にわたって安定した制度であることが不可欠である。また、国民の大多数にとって、公平であるとの認識が成立している必要がある。

こうした視点からみて、公的年金制度の今日的課題は次の5点に集約できるであろう。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改正

2 公的年金制度の課題

1) 適切な給付水準の確保

長期化する老後生活の基本的な部分を経済的に保障することが公的年金の役割であり,こうした役割を果たせるような給付水準を現役被保険者世代の所得水準との均衡にも配慮しつつ確保していく必要がある。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

2 公的年金制度の課題

2) 将来世代が負担可能な保険料水準への抑制

公的年金制度の負担は段階的に引き上げられることが予定されているが、その保険料水準は、将来世代が負担可能なものにとどめられることが必要である。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

2 公的年金制度の課題

3) 高齢化社会に対応した支給開始年齢

老後期間の伸長や、高齢者の体力面などの改善を踏まえ、高齢者の高い就業意欲に即応しながら、社会構造全体を60歳台前半層までは原則として「現役」世代として位置づけることが必要であり、年金制度においてもこのような現役世代としての高齢者を考慮に入れて、支給開始年齢のあり方を考えていく必要がある。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

2 公的年金制度の課題

4) 多様化する老後ニーズへの対応

本格的な長寿社会においては、高齢者のニーズがより多様化するものと見込まれるため、これに対応できる年金体系を構築していくことが必要である。このため、老後生活の支柱としての公的年金制度を基礎とした上で、これに上乗せした給付を行う仕組みを整備するとともに、その育成・普及を図っていくことが必要である。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

2 公的年金制度の課題

5) 制度の長期的安定を図るための公的年金制度の一元化

公的年金制度は、現在6制度(9保険者)で構成されているが、産業構造や就業構造が変化する中で、存立が危機に瀕する制度(保険者)が生まれてくる。

また、年金制度の成熟化に伴い、世代間扶養の側面が強くなってくると、被保険者がいずれの制度に所属するかによって給付と負担に差が生じるといった問題が出てくる。

このため、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るためには、給付と負担の両面において制度間調整を進め、公的年金の一元化を進める必要がある。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

3 年余制度改革の概要

以上の諸課題の解決方策として提案されたのが、「国民年金法等の一部を改正する法律案」及び「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案」の2法案であった。これらの法案は、衆議院において一部修正され、平成元年12月、国会において可決成立した。その内容は、以下のとおりである。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

3 年余制度改革の概要

(1) 厚生年金,国民年金の改正(国民年金法等の一部を改正する法律)

ア 給付改善

1) 年金額の引上げ

年金額については,前回改正時に設定された給付水準を維持するという考え方に立って改善した。具体的には,基礎年金については,老後の基礎的な部分を保障するという,前回改正時の考え方を踏襲し,その後の基礎的な消費支出の伸び等に即して実質的な改善を図った。また,老齢厚生年金については,直近の平均標準報酬月額を基準として過去の標準報酬月額の再評価を行うことにより年金額を改善した。[基礎年金]月額52,267円(昭和63年度)右矢印;月額55,500円(平成元年度)[厚生年金の標準的な年金額]月額185,125円(昭和63年度)右矢印;月額195,492円(平成元年度)

2) 完全自動物価スライド制の導入

物価上昇にあわせて年金額が必ず改定される仕組みを導入した。

3) 在職老齢年金制度の改善

在職老齢年金制度については,従来から,わずかな賃金の上昇により支給割合が減り,年金と賃金の合計額が減少する場合があるなどの問題が指摘されていたため,在職老齢年金の支給率の刻みを3段階から7段階に増やすとともに,在職老齢年金を支給する標準報酬月額の上限額を20万円から24万円へ引き上げることとした。

4) 学生への年金保障

任意加入していない学生が障害者になった場合に無年金となることなどの問題を解決するため,20歳以上の学生すべてを当然適用の対象とすることとした。この場合,世帯の収入状況などからみて保険料を負担することができない場合には,本人からの申請により保険料が免除される途が開かれている。

5) 国民年金基金制度の創設等

自営業者の老後生活に対する多様なニーズに応えるとともに、サラリーマングループとの公平を図るため、基礎年金の上乗せ年金として、国民年金基金制度を整備することとし、都道府県を単位とする地域型国民年金基金を創設するとともに、職能型国民年金基金の設立要件を緩和することとした。

国民年金基金の掛金については、1人月額68,000円まで社会保険料控除が認められるなど、税制上の優遇措置が講じられる。

なお、厚生年金基金については、より効率的な資産運用を図るため、運用方法を拡大する措置が講じられた。

6) 年金の支払回数

厚生年金、基礎年金等の支払回数を年4回から年6回に改善した。

イ 保険料の引上げ

社会保険としての公的年金の財源の主力は保険料であり、年金給付費の増大、受給者数の増加に伴って、保険料を段階的に引き上げていく必要がある。

厚生年金については、政府案においては、平成元年10月より、保険料率12.4%を14.6%に引き上げることとしていたが、国会の修正により2年1月から14.3%、3年以降14.5%に引き上げることとされた。また、国民年金については、元年度8,000円の保険料を2年度から8,400円に引き上げ、6年度まで毎年度400円ずつ段階的に引き上げることとした。

ウ 厚生年金の支給開始年齢

現在の年金の給付水準を維持しつつ、後代の負担を適正なものとしていくためには、支給開始年齢の引上げは避けて通れない課題である。

政府案においては、十分な時間をかけて、厚生年金の支給開始年齢を段階的に引き上げることとし、そのスケジュールを明示していたところであるが、国会の修正においてスケジュールの明示は見送られ、厚生年金の支給開始年齢については、次期財政再計算の際において、厚生年金の財政の見通し、高齢者に対する就業の機会の確保等の措置状況、基礎年金の給付水準及びその費用負担のあり方等を総合的に勘案して見直しを行うこととされたところである。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

3 年余制度改革の概要

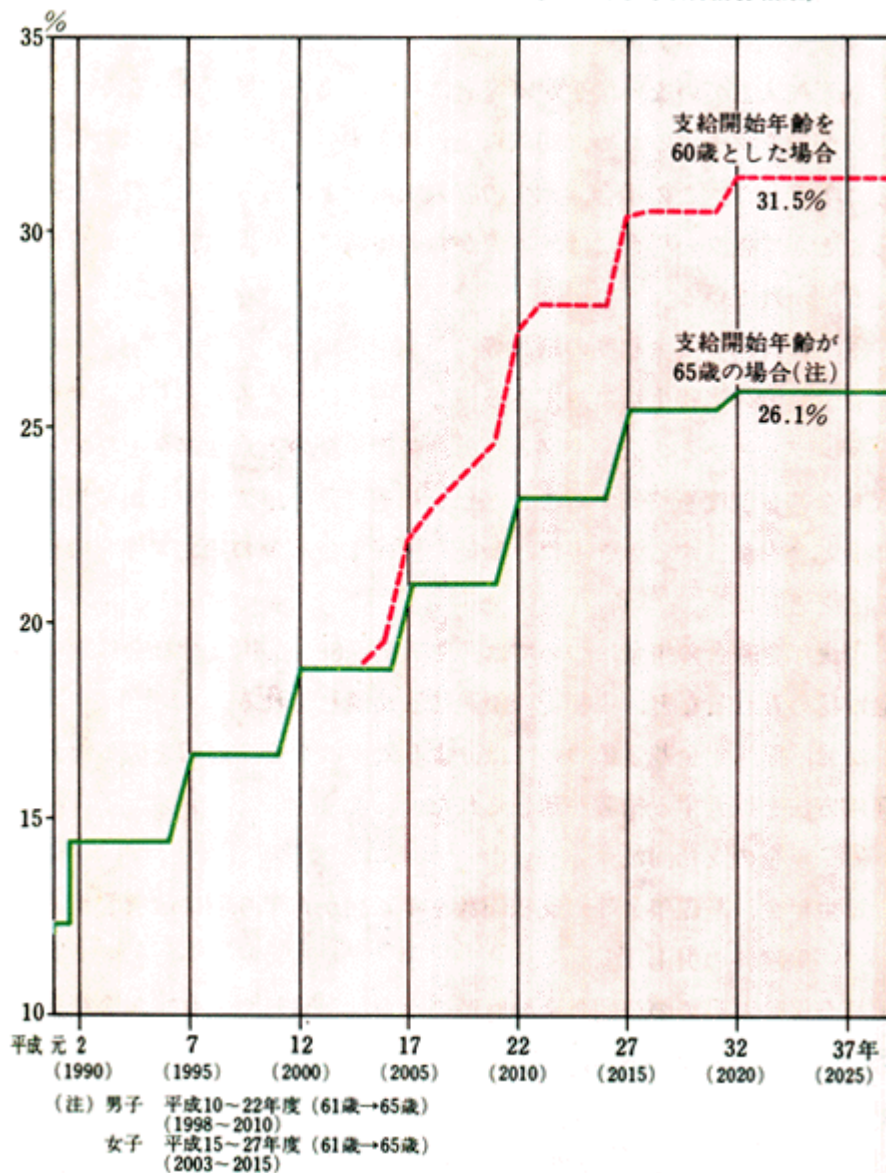
(2) 被用者年金制度間の負担調整(被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法)

本格化する高齢化社会に向けて、就業構造・産業構造の変化に対応できる安定した年金制度とするとともに、給付と負担の両面にわたる公平を確保していくため、昭和59年2月、平成7年を目途に公的年金制度の一元化を行うことが閣議決定されている。昭和60年の改正においては基礎年金を導入し、公的年金の一階部分についての一元化を図るとともに、二階部分に当たる被用者年金制度についても、給付面での公平化が図られたところであるが、先般の改正においては、公的年金一元化に向けての当面の措置として、平成2年度から被用者年金制度間の費用負担の調整を行うこととしたものである。

その具体的内容は、被用者年金各制度の老齢給付のうちの共通給付部分について、各制度からの拠出金を財源として、各制度に対して交付金を交付することにより、費用負担の調整を行うというものである。この費用負担の調整措置の結果、例えば、現に財政が非常に逼迫している日本鉄道共済組合も、給付の見直しなどの自助努力等と合わせて、年金の支払いが確保されることとなる。

第4-1図 厚生年金保険料率の見通し(平成元年財政再計算結果)

第4-1図 厚生年金保険料率の見通し(平成元年財政再計算結果)



なお、この制度間調整措置は、公的年金制度の一元化を展望しつつ、その運営の状況等を勘案して、平成4年度までの間に見直すこととされている。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

4 年金積立金の現状と役割

公的年金制度においては、後代の保険料負担の急激な増大を緩和する観点から、積立金の積立てが行われている。昭和63年度末の厚生年金保険及び国民年金の積立金総額は約69兆円に達している。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改革

4 年金積立金の現状と役割

(1) 資金運用部預託と還元融資事業

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、すべて大蔵省の資金運用部に預託され、国の財政投融资の原資として住宅、生活環境整備、厚生福祉等の国民の福祉向上に直接役立つ分野や道路等国民生活の安定的向上の基礎となる分野に幅広く運用されている。その一部は、特に還元融資として年金福祉事業団等を通じ、厚生年金保険及び国民年金の被保険者の生活の向上や福祉の増進に直接役立つよう年金住宅資金貸付、大規模年金保養基地の整備等の事業に利用されている。

なお、将来にわたって還元融資事業を安定的に実施するための財源確保を目的として昭和61年度から資金確保事業が実施されており、平成元年度までに累積で2兆9,000億円の資金が運用されている。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第1節 公的年金制度の課題と制度改正

4 年金積立金の現状と役割

(2) 年金財源強化事業

現在、厚生年金保険においては、運用収益の増大を図ることは、後代の保険料負担の急激な上昇を緩和する意味でも重要な課題である。このため、昭和62年度より年金福祉事業団を実施主体とする年金財源強化事業が実施されており、平成元年度までの運用額は3兆8,000億円となっている。

〔年金福祉事業団の被保険者住宅融資制度〕

年金福祉事業団は、厚生年金保険、国民年金の加入者や年金受給者の福祉の増進に直接役立つよう年金積立金を活用し、還元融資事業を行っている。

その事業の一つとして、被保険者のための住宅資金の融資を行っており、加入制度及び加入期間に応じて最高1,690万円まで(厚生年金25年以上の場合)融資を受けることができる。

この制度は、昭和48年から実施され、63年度末で、219万件、9兆8,000億円の実績を残している。

貸付限度額の引上げ等貸付条件の改善については融資対象者のニーズを加味し毎年行われている。昭和62年度には、三大都市近郊に居住する人が、勤務先への通勤を容易にするため都市部に取得する「通勤用住宅」が、63年度には、借入申込者の親族が居住するための「親子助け合い住宅」が、また、平成元年度には、三大都市圏の社宅等に居住する退職間近の厚生年金の被保険者が、三大都市圏を離れた地域に永住するための「セカンドライフ住宅」と、三大都市圏に居住する者が、三大都市圏を離れた地域に週末をリラックスして過ごすための「ウィークエンドライフ住宅」が、それぞれ新たな融資制度として加えられた。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金制度

高齢者の多様なニーズに応え高齢者がより豊かな生活を過ごすための手段として、企業年金や個人年金に対する国民の期待は益々大きくなっている。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金制度

1 企業年金の現状

我が国の企業年金には、老齢厚生年金の一部を国に代わって支給するとともに基金独自の年金を上乗せする「厚生年金基金」、社外に資金を積み立てる等の要件を備えたものに税法上の一定の措置を認めた「適格退職年金」(いわゆる「税制適格年金」)及び給付原資を社内に留保して年金支給を実施する「自社年金」がある。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金制度

1 企業年金の現状

(1) 厚生年金基金

厚生年金基金は厚生年金保険給付の一部を代行するとともに,加入員及び事業主の意向に沿って,さらに上乗せ部分として独自の給付の上積みを行っている。昭和63年度末で基金数は1,259,設立事業所数は10万6,221,その加入員数は厚生年金保険被保険者数の約29%に当たる827万人に達している。

基金の給付期間は終身を原則としているが,上乗せ部分の一部を一時払いとする選択も認められている。もっともこの一時金の受給割合は年々低下してきており,昭和62年度では全体で1割となっている。厚生年金基金の年金給付は厚生年金保険の給付と併せて,老後の所得保障に大きな役割を果たしているといえる。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金制度

1 企業年金の現状

(2) 適格退職年金

適格退職年金は、近年、中小企業などに普及が進んでおり、その加入者数は、昭和63年度末で845万人、契約者数は7万8,555件となっている。同年度の年金受給者数は10万7,988人であり、一方、同年度の一時金を受給した者は36万人であって、大部分は一時金を選択している。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第2節 企業年金制度

2 厚生年金基金制度の最近の動き

厚生年金基金の給付内容の充実や基金の一層の育成・普及を図るため、給付内容の充実や厚生年金基金の普及のための条件整備を内容とする厚生年金基金制度の改正が、昭和63年5月に行われ、年金給付の努力目標水準の設定、中途脱退者等に係る年金給付の通算制度の改善、解散基金加入員に対する年金給付確保のための支払保証制度の創設、小規模基金の事務の共同処理、年金数理人制度の創設による年金数理の適正化などの措置が講じられたところである。また、平成元年4月には、基金の設立認可基準の緩和(人数要件の緩和、地域型基金の創設等)が図られたところである。さらに、先般の年金制度改正により、基金の資産運用の効率化が図られ、

- 1) 設立後一定期間を経過している等の要件に合致する基金及び同連合会については、厚生大臣が認定した日以降に増加した資産を対象に、総資産額の3分の1を上限として、投資一任契約による資産運用を認める。
- 2) 設立後一定期間を経過し、500億円以上の資産を有するとともに、一定の運用体制を整備した基金及び同連合会については、厚生大臣が認定した日以降に増加した資産を対象に、総資産額の3分の1を上限として、自家運用(基金自らの判断による資産運用)を認める。

こととされたところである。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

1 生活保障制度

生活保護は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

年金等の所得保障が充実した現在でも、生活保護は、国民生活の最後のよりどころとして重要な役割を果たしており、我が国社会保障の根幹をなしている。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

1 生活保障制度

(1) 生活保護の動向

最近の保護の動向をみると、被保護人員は昭和59年後半以降減少傾向で推移し、63年度では1,176,258人、保護率(人口千人に対する被保護人員数)は9.60/00となっている。

この減少傾向の要因としては、景気動向等の経済的要因、離婚率減少等の社会的要因、年金制度など他法・他施策の充実等制度的要因、適正実施に関する取組みの推進などが考えられる。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

1 生活保障制度

(2) 生活保護の水準

生活保護のうち衣食その他日常生活の需要を満たすための生活扶助基準については、一般国民の消費動向に対応して改定するいわゆる水準均衡方式により決定している。

この生活扶助基準は、合理的な地域別最低生活保障水準の確保を図るため昭和62年度から、級地を従来の3区分(1級地は大都市地域,2級地は県庁所在地等地方中核都市,3級地はその他の市町村)から各級地に枝級地を設け6区分として、この枝級地間格差を4.5%の等差とするべく段階的に是正していくこととし、平成元年度においては各級地の枝級地間格差をさらに1.6%是正し、上位枝級地と下位枝級地との差を2.6%とした。なお、元年度の生活扶助基準は、標準3人世帯(1級地-1)で4.2%の引上げを行った(第4-2表)。

第4-2表 平成元年度生活扶助基準(月額)

第4-2表 平成元年度生活扶助基準(月額)
標準3人世帯(33歳男・29歳女・4歳子)

| | 昭和63年度 | 平成元年度 |
|-------|-----------------|-----------------|
| 1級地-1 | 130,944円(100.0) | 136,444円(100.0) |
| 1級地-2 | 129,635円(99.0) | 132,891円(97.4) |
| 2級地-1 | 119,159円(91.0) | 124,163円(91.0) |
| 2級地-2 | 117,850円(90.0) | 120,611円(88.4) |
| 3級地-1 | 107,374円(82.0) | 111,873円(82.0) |
| 3級地-2 | 106,065円(81.0) | 108,331円(79.4) |

(注) () は級地間格差である。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

1 生活保障制度

(3) 生活保護の課題

生活保護の保護率は、地域的な差異が著しい。

昭和63年度の都道府県・政令指定都市別保護率の状況をみると、最高が福岡県の32.20/00、最低が愛知県の2.50/00となっている。こうした地域的差異は、地域ごとの産業構造等の経済的要因のほか、高齢化の進行状況等社会的要因等が複雑に関連し合った結果であると思われるが、今後とも地域の実情に見合った適正な制度の運用と自立促進方策を推進する必要がある。

また、生活保護は、真に生活に困窮している者が自己の収入、資産、稼働能力等あらゆるものを活用してもなお最低生活を維持できない場合に適用されるものであり、扶養義務者からの援助は生活保護に優先して行われることになっている。したがって、生活保護の実施に際しては、被保護者の収入や資産の的確な把握、能力に応じた就労の指導、また、扶養関係の調査を正確に行うことによって制度の受給要件を確認し、制度の適正な運用に努める必要がある。特に一部とはいえ、不正受給者があると制度に対する信頼を失うことになりかねないことから、不正受給者に対しては、保護費の返還及び廃止等の処分を行うなど厳格に対処してきたところである。今後とも、真に生活に困窮する者に必要な保護が行われるよう、制度の適正な運用に組織的に取り組んでいくことが重要である。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

1 生活保障制度

(4) 費用負担

生活保護の国庫負担率については、昭和60年度は高率補助金の一律一割削減措置により、また、61年度から63年度までは補助金問題検討会の意見を踏まえ、それぞれ暫定措置として7/10としていたところであるが、平成元年度以降は、3/4で恒久化することとした。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

2 障害者の所得保障

障害者がその障害を克服して自立した生活を営む上で、医療保障や障害者福祉施策に加えて所得保障の充実が欠かせないものとなっている。

障害者の所得保障制度としては、年金制度がその根幹をなしている。

国民年金の被保険者が障害者となった場合及び20歳前に障害の生じた者が20歳になった場合は、国民年金の障害基礎年金が支給されることとなっている。厚生年金保険等の被保険者には、障害厚生年金等も併せて支給される。障害基礎年金の支給額(月額)は平成元年度、1級障害者69,375円、2級障害者55,500円となっている。

このほか、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者に対しては特別障害者手当(月額22,250円)が支給されており、20歳未満の重度障害児には障害児福祉手当(月額12,100円)が支給されている。また、20歳未満の障害児を監護している父母等養育者には特別児童扶養手当が支給されている。平成元年度支給額(月額)は1級42,600円、2級28,400円となっている。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

3 母子家庭等の所得保障

夫や父との離別や死別により主たる稼得者を失った母子家庭等に対しては、母子が健康で文化的な生活を営み、児童の健全育成を成し得るよう支援する必要がある。就労援助等の経済的自立策とともに年金等による所得保障の充実が必要である。

死別母子世帯に対しては、遺族基礎年金が支給されるほか、死別者が厚生年金保険等の被保険者であった場合には遺族厚生年金等が併せて支給される。遺族基礎年金の支給額(月額)は平成元年度、子1人の場合で71,500円となっている。

生別母子世帯等に対しては、児童扶養手当(平成元年度、児童1人の場合月額35,100円)が支給されている。

なお、児童扶養手当の受給者数は、昭和60年度末の647,606人を最高としてその後の年金制度の拡充及び最近の離婚率の低下を反映して若干減少傾向にあり、63年度末現在618,128人となっている。

第1編

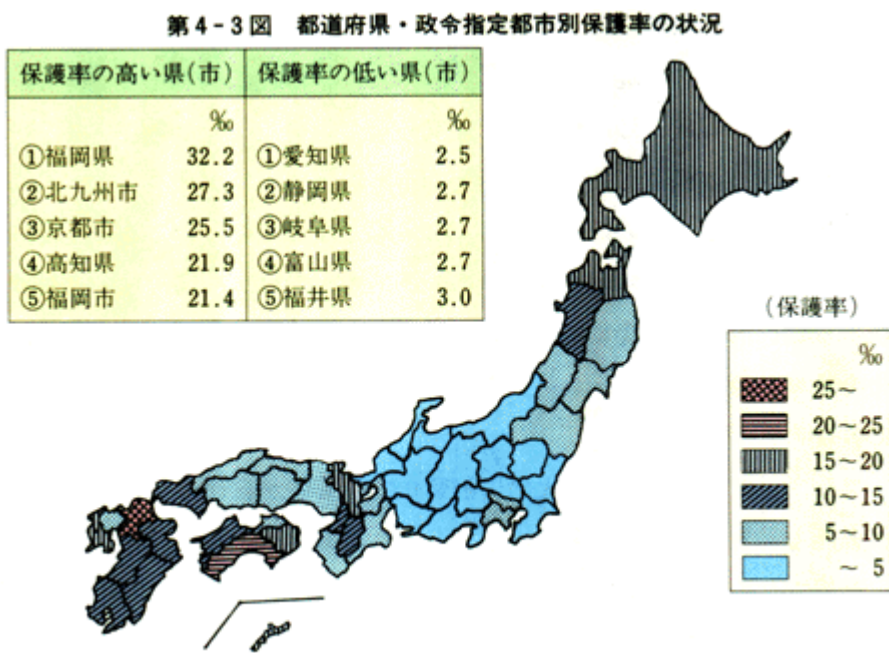
第4章 安定した所得保障制度の確立

第3節 生活保護とその他の所得保障

4 戦没者遺族等に対する給付

戦傷病者や戦没者遺族等に対しては、国家補償の精神に基づき、様々な援護が行われているが、所得保障の面からは、戦傷病者戦没者遺族等援護法により障害年金、遺族年金等が支給されている。なお、軍人については原則として恩給法が適用されることから、同法の対象は、主として旧陸海軍の軍属や準軍属となっている。また、戦傷病者の妻や戦没者の父母、妻等の遺族に対して、特別の慰籍や弔慰のために、各種の特別給付金や特別弔慰金が支給されている。

第4-3図 都道府県・政令指定都市別保護率の状況



(注) 図における都道府県域の状況は、政令指定都市を含むものである。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「昭和63年度社会福祉行政業務報告」

平成元年度においては、障害年金、遺族年金等の額を恩給の改善(基本額について2.02%引き上げ、遺族加算について4,900円又は3,000円引き上げる)に準じて増額したほか、昭和60年4月1日から平成元年3月31日までに、公務扶助料等を受給していた者が亡くなった場合に、残された戦没者の遺族に特別弔慰金(18万円、6年償還、無利子の国債)を支給することとした。

第1編

第4章 安定した所得保障制度の確立

第4節 所得保障制度の再分配機能

公的年金制度や生活保護制度などの所得保障制度は、所得保障機能だけでなく、一定の所得再分配機能を持つ。所得保障制度の再分配機能には、生活保護に代表される高所得層から低所得層への所得階層間の再分配機能と、公的年金制度に代表されるように若年者と高齢者との間で世代間の所得再分配を行う機能などがある。

所得保障制度の所得再分配の効果は、ジニ係数の変化をみることによ¹⁾、ある程度把握できる。ここでは、昭和62年に実施した所得再分配調査の結果により、医療保障も含めた社会保障全体の所得再分配効果をみてみよう。

ジニ係数は、完全に均等な所得分布と、現実の所得分布との差を示すもので、一般にはこれが低下することは所得格差の縮小を意味する。したがって、社会保障による移転所得を含まず、税、社会保険料を控除する前の「当初所得」のジニ係数と、当初所得に社会保障給付を加え、社会保険料を控除した「社会保障による再分配所得」のジニ係数を比較し、ジニ係数の低下の度合いをみることで、社会保障の再分配効果の測定がある程度可能となる。

昭和62年に実施した所得再分配調査によると、当初所得のジニ係数は0.4049であるのに対し、社会保障による再分配所得のジニ係数は0.3564であった。社会保障によるジニ係数の改善度は12.0%であり、これは56年調査の5.0%、59年調査の9.8%を上回り、過去最高の数値となっているが、これは公的年金の給付費が増大したこと等が要因であると考えられる。

第4-4表 所得再分配による不平等是正効果(ジニ係数)の年次比較

| 調査年次 | 当初所得 | 再分配所得 | | 社会保障による再分配所得(当初所得+医療費+社会保障給付金-社会保険料) | |
|-------|--------|--------|------|--------------------------------------|------|
| | ジニ係数 | ジニ係数 | 改善度 | ジニ係数 | 改善度 |
| 昭和56年 | 0.3491 | 0.3143 | 10.0 | 0.3317 | 5.0 |
| 59 | 0.3975 | 0.3426 | 13.8 | 0.3584 | 9.8 |
| 62 | 0.4049 | 0.3382 | 16.5 | 0.3564 | 12.0 |

(注1) 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕所得、蓄産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。

(注2) 再分配所得=当初所得-(税金+社会保険料)+社会保障給付金+医療費

(注3) 社会保障による再分配所得=当初所得-社会保険料+社会保障給付金+医療費

(注4) 改善度(%)= $\frac{\text{当初所得のジニ係数}-\text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

厚生白書(平成元年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare